

税

農業所得の

収支計算(JINJIN)の

～間違いの多い

必要経費について～

9月号では必要経費となるものについて説明しましたが、今回はその中でも特に間違いの多いものについて説明します。

【減価償却費】

自動車や建物など日常生活と農業の両方に使用されている場合は、農業に使用されている割合で計算します。例えば自動車を日常生活に5割、農業用に5割使用したとすると、計算した経費の半分が必要経費になります。割合の算出は使用時間や走行距離、建物の場合では使用面積などをもとにして計算します。

また、10万円以上20万円未満で購入した農具などに関しては、決められた耐用年数での償却とは別に、3分の1ずつ3年間に分けて経費とすることもできます。(どちらかを選択することができます)

※青色申告の方は、一部償却方法が異なる場合があります。

【農具費】

使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の農具などについては、減価償却の対象とはならず、全額を「農具費」として経費計上します。

【租税公課】

固定資産税は農業用の建物、田畑に係る部分のみの税額が経費として認められます。また、自動車税は、減価償却費と同様に、農業用としての使用割合により年税額の全額又は一部を経費にすることができます。

【動力光熱費】

電気料、水道使用料やガソリン、灯油などの燃料費も家用と農業用の両方に使用されている場合は、農業用としての使用割合により経費計上します。給油の際には、領収書を捨てることなく大切に保管しておきます。

以上のように、各必要経費が農業用・家事用のいずれにも関係する場合は、農業用に関する部分を合理的に見積もり、その額のみを経費とすることとなります。

次回は、これまでの内容をもちに、収入金額と必要経費の集計についての説明をさせていただきます。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

国民健康保険税

2割軽減申請書の提出はお済みですか

申請書の提出期限は

10月31日(月)です。

この2割軽減申請書は国保加入者の所得により、該当世帯にのみ送付しています。

2割軽減の対象は前年の総所得金額が33万円+(被保険者数(世帯主を含む)×35万円)以下の世帯で、5割、7割軽減の対象世帯を除いた世帯です。

軽減されるのは、国税の均等割額と平等割額についてです。

2割軽減を受けるためには申請書の提出が必要です。

期限を過ぎると軽減を受けることができません。早めに申請してください。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎985-4110

新しい農業委員さんが決まりました!

任期満了に伴う改選で、7月20日からの3年間、農家と農業を守ってくださる農業委員が決まりました。

そしてその中から、会長に豊田年秋氏、会長職務代理に神野弘良氏が選出されました。



会長 豊田 年秋氏



会長代理 神野 弘良氏

新しい農業委員の氏名と担当地区は次のとおりです

〔敬称略〕

◎選挙による委員

- 大西 義明(南黒田)
- 木村 照正(北黒田)
- 篠崎 薫明(憲原新立本村)
- 矢野 俊夫(筒井)
- 渡部 伸(徳丸)
- 三好 清雄(中川原)
- 神野 弘良(出作)
- 池内 初好(神崎)
- 橋本 密雄(鶴吉)
- 日野 榮藏(横田・大溝)
- 相原 朝(永田・東古泉)
- 大西 康哉(大間・上高柳)
- 関谷 孝昭(恵久美・昌農内)
- 茂川 晃一(西高柳・北川原)
- 常盤 尚徳(西古泉・塩屋)
- ◎選任による委員
- 大西 富夫
- (松山市農業協同組合推薦) 豊田 年秋
- (伊予喜多農業共済組合推薦) 松田清太郎(土地改良区推薦)
- 岡井馨一郎(町議会推薦)
- 重川 利春(町議会推薦)